

業庫第32号
2020年4月10日

委託国庫送金事務取扱金融機関
国庫金当座振込事務取扱金融機関 御中

日本銀行業務局

国税還付金振込事務における訂正再振込明細のオンライン化について

国庫金振込関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国税還付金の振込事務に関しては、全国銀行データ通信システム（以下「全銀システム」といいます。）を通じて既にオンライン処理を実施しているところですが、振込不能後の速やかな再振込を実現し、受取人の利便に資するため、2020年6月29日より訂正再振込明細を新たにオンラインで処理可能とする予定です^(注1)^(注2)。

(注1) 現在、振込不能となった場合には、当該振込の取消処理を実施した後、国税庁から別途新規の振込の依頼を受けるため、再振込までに一定の日数を要しています。

(注2) 原則、オンラインでの取り扱いに変更となりますが、一部に書面での取り扱いも残ります。

弊行では、各金融機関における事務取扱上の変更はないものと認識しておりますが、別紙のとおりシステム取扱上の留意事項をご連絡させていただきますので、念のためご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

以上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局 総務課 国庫業務企画グループ
電話番号 03-3279-1111（代表）（内線 6044）

国税還付金振込事務における訂正再振込明細のオンライン化
に伴う留意事項

1. ファイルフォーマット

- 訂正再振込明細のファイルフォーマットは、通常の振込明細で使用している「国税還付金振込明細」（データコード：5010）と同じです。

2. 連携方法

- 日本銀行は、国税庁から訂正再振込明細を受信した日を振込指定日として設定のうえ、新ファイル転送により全銀システムへ送信いたします。
—— 年金給付金では訂正再振込明細を「年金訂正再振込明細」（データコード：5021）として別ファイルで送信しておりますが、国税還付金については、「国税還付金振込明細」（データコード：5010）により通常の振込明細と合わせて送信します。
- 送金資金につきましては、日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）を通じて通常の振込明細分と合算して入金します。

3. その他留意点

- 国税還付金の訂正再振込明細にかかる振込明細管理キー（20桁）は、当初振込明細と同一となります。このため、訂正再振込明細の振込明細管理キーに含まれる振込指定日部分の値は、「国税還付金振込明細」（データコード：5010）のヘッダレコードの「振込指定日」の値と一致しないこととなります（次ページの「振込明細管理キーの例」を参照）。
つきましては、もし仮に貴行庫のシステム等において受信時に同キーの「振込指定日」部分をチェックされている場合や、過去に受信した同キーとの重複チェック等をされている場合には、チェック機能を解除していただくなどの対応が必要になりますので、よろしくお願いいたします。

(振込明細管理キーの例)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
K	2	0	0	7	0	6	0	0	0	1	2	3	4	△	△	△	△	△	△

固定値 (1桁) 振込指定日 (注) (6桁) 振込指定日毎の連続番号 (7桁) 固定値 (スペース) (6桁)

(注) 振込指定日の年は、西暦下2桁が記録されます。上記の例は、2020年7月6日に送信する振込明細の一例になりますが、仮に同データに対して同年7月9日に訂正再振込明細が送信された場合でも、当初振込明細と同一である上記の振込明細管理キーが使用されます。

- 2020年6月29日より前に受信した振込明細であっても、振込不能報告として振込返却明細を全銀システムに送信した日が同年6月26日以降であれば、当該振込返却明細に対する訂正再振込明細を受信する可能性があります。
- 訂正再振込明細が振込不能となった場合は、通常の詳細と区別することなく、一括して全銀システムの新ファイル転送により振込返却明細を送信してください。ファイルフォーマットは従来同様、「国税還付金振込返却明細」(データコード：5110)をご使用ください。

以 上